

北海道青少年健全育成条例第 22 条関係（抜粋）

北海道青少年健全育成条例

（有害広告物の指定及び表示等の禁止等）

第 22 条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害広告物とする。

- (1) 卑わいな姿態等を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するもの
 - (2) 第 19 条第 1 項に規定する有害がん具類を撮影した写真又は描写した図画を掲載するもの
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が、広告物の形態又はその広告の内容が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの
- 2 何人も、有害広告物を表示し、又は設置してはならない。
 - 3 何人も、有害広告物を青少年に頒布してはならない。
 - 4 何人も、有害広告物を戸別に頒布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合又は規則で定める場所については、この限りでない。
 - 5 知事は、前 3 項の規定に違反して有害広告物を表示し、設置し、又は頒布している者に対し、当該有害広告物の撤去その他必要な措置を命ずることができる。
 - 6 第 2 項及び前項の規定は、法令により青少年の立入りが常時禁止されている場所において、外部から見えない場所に表示し、又は設置する広告物については、適用しない。

第 63 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 22 条第 2 項から第 4 項までの規定に違反した者
- (2) 第 22 条第 5 項の規定による命令に従わなかった者

第 66 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 57 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

北海道青少年健全育成条例施行規則

（指定基準等）

第 1 条 知事は、北海道青少年健全育成条例第 22 条第 1 項第 3 号の規定により、有害広告物として指定をしようとするときは、別に定める認定基準により行うものとする。

- 2 条例第 22 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める写真又は図画及び場面は、次に掲げるものとする。
 - (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面
 - ア 陰部を誇示した姿態
 - イ 自慰の姿態
 - ウ 排泄（せつ）の姿態
 - エ 緊縛の姿態
 - (2) 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面
 - ア 男女間の性交又は性交を連想させる行為
 - イ 強姦（かん）、輪姦（かん）その他の陵辱行為
 - ウ 男女間の愛撫（ぶ）の行為
 - エ 同性間の愛撫（ぶ）の行為
 - オ 変態性欲に基づく性行為

(有害広告物等の頒布の方法等)

第4条 条例第22条第4項ただし書に規定する規則で定める方法による場合は、有害広告物等を内容物を透視できない封筒その他の物に納め、その納入口を封じた上、その表面に18歳以上の受取人の氏名を記載したものによる場合とする。

2 条例第22条第4項ただし書に規定する規則で定める場所は、18歳未満の者が居住していない住居とする。

北海道青少年健全育成条例による有害興行等の禁止指定等に関する認定基準

(条例による禁止規定に関するもの)

1 北海道青少年健全育成条例第22条に規定する「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがある」と知事が認める基準は、次のとおりとする。

(1) 「著しく粗暴性を助長するもの」

ア 殺人、強盗、放火、傷害、暴行、脅迫、恐喝等の行為を肯定し、又は賛美するような表現をし、又は描写しているもの

イ 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの

ウ 殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為を模倣可能なように詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの

エ その他表現、描写等がアからウまでと同程度に粗暴性を助長するもの

(2) 「著しく性的感情を刺激するもの」

ア 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、又は描写して著しく性的しゅうち心を害するもの

イ 性的行為を露骨に表現し、若しくは描写し、又は容易に連想させるもの

ウ 性的行為に至るまでの方法、過程等を過度に表現し、又は描写しているもの

エ その他表現、描写等がアからウまでと同程度に性的感情を刺激するもの

(3) 「著しく道義心を傷つけるもの」

ア 麻薬、覚せい剤等の乱用を誘発するような行為を表現し、又は描写しているもの

イ 自殺、人身売買等を肯定し、生命、身体又は人格のき損を示唆し、又は助長するおそれのあるもの

ウ その他表現、描写等がア及びイと同程度に道義心を傷つけるもの